

# 八戸市農業委員会農政部会議事録

日 時：平成 29 年 1 月 13 日（金）

時 間：午後 3 時 50 分

場 所：八戸グランドホテル 2 階 翔鶴の間

部会委員数 20 名

出席委員数 19 名

1 番 齋藤 正人、2 番 明戸 政勝、3 番 和泉 俊雄、4 番 三浦 慶一、5 番 前澤 時廣  
6 番 大沢 俊幸、7 番 村上 仁、8 番 西野 茂雄、9 番 三浦 豊、10 番 荒川 喜一郎  
11 番 坂下 彌一、12 番 川畑 修一、13 番 上野 正雄、14 番 谷地 秀典、17 番 赤坂 英夫  
18 番 松橋 剛志、19 番 清川 新一、20 番 下館 敏、21 番 籠田 悦子

欠席委員 1 名

15 番 森園 秀一

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司  
主査 高橋 はるか、主事 折川 暁輝、主事 田中 野

部会議案案件

議案第 1 号 贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予に係る適格者証明書（新規）並びに引き続き農業経営を行っている等の証明書（継続）発行の承認について

齋藤部会長

本日は、議案の審議がございますが、農政部会委員のみが発言できますので、よろしくお願いいたします。出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。議事につきましては、お手元にお配りしております議事次第に従って進めさせていただきます。

まず議事録署名者の指名を行います。議事録署名者につきましては、本職から指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声あり）

齋藤部会長

御異議なしと認めます。よって、本職から指名いたします。9 番三浦豊委員、14 番谷地秀典委員の両氏にお願いいたします。

それでは、議案第 1 号贈与税、不動産取得税及び、相続税の納税猶予に係る適格者証明書新規並びに、引き続き農業経営を行っている等の証明書継続発行の承認についてを議題といたします。

なお、本案件の中に、村上委員と私に関わる議案が含まれております。これは、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく、議事参与の制限に該当いたしますので、議事進行上、村上委員と私は暫時退席することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声あり）

齋藤部会長

御異議なしと認めます。  
村上委員と私は退席することといたします。

(齋藤部会長、村上委員退席)

明戸職代

それでは、議案の審議を行います。  
議案第1号について、事務局から説明願います。

高橋主査

はい。それでは事務局から説明させていただきます。  
議案第1号贈与税、不動産取得税及び相続税の納税猶予に係る適格者証明書新規並びに、引き続き農業経営を行っている等の証明書継続発行の承認についてを説明いたします。

これは、贈与税、不動産取得税及び相続税の納税猶予等の特例の適用を受ける場合の贈与者、受贈者及び被相続人、相続人が適格要件に該当する旨の適格者証明書の発行及び、納税猶予適用者の継続届に必要な引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について承認を求めるためのものであります。

それでは農政部会議案第1号関係資料の1ページ目、贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予適格者一覧をお開きください。

こちらは平成28年中に農地等を農業後継者に一括贈与している方の一覧となっております。農地等を推定相続人の1人に一括贈与をし、受贈者が農業を継続する場合、租税特別措置法第70条の4並びに地方税法附則第12条第1項により、農地等に係る贈与税の猶予及び農地等の不動産取得税の猶予の特例を受けることができますが、適用を受ける場合は、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までの間に税務署等へ申告しなければなりません。

また、相続税の納税猶予についてですが、相続はいつ、誰に発生するか分からないため、相続人の名簿を示すことはできませんので資料にはございませんが、農地を相続し、相続人が農業を継続する場合は、租税特別措置法第70条の6により農地等の相続税の猶予の特例を受けることができます。適用を受けるには、相続日の翌日から起算して10か月以内に税務署に申告しなければなりません。

これらの納税猶予等を受けるために申告する場合は、関係法令により、農地所在地の農業委員会が交付する適格者証明書を添付することになっています。

次に、2ページを御覧ください。2ページ一覧は、贈与税及び不動産取得税の納税猶予等を受けている方のうち、平成29年3月15日までに継続届出書の提出が必要な対象者となっております。次に3ページの一覧は、相続税の納税猶予等を受けている方のうち、平成30年1月末までに継続届出書の提出が必要な対象者となっております。

贈与税、不動産取得税、相続税の納税猶予の適用を受けている者は税務署又は三八地域県民局県税部に対して、3年ごとに継続届出書を提出することになっており、関係法令により、農業委員会で発行する引き続き農業経営を行っている等の証明書を添付することになっております。提出しない場合は納税猶予等が打ち切られることとなります。

以上のことから、1ページから3ページに記載されている方、または、農地の相続人から農業委員会に対し証明書の申請があった場合は速やかに発行できるよう、事前に承認を得るものであります。

参考としまして、関係様式を4ページから10ページに添付してございます。4ページから9ページは新規で申告をする際に添付する適格者証明書の様式であり、10ページは継続届に添付する引き続き農業経営を行っている等の証明書の様式となっております。

以上で説明を終わります。

明戸職代

ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。

委員	（「なし」の声あり）
明戸職代	ないようですので、お諮りいたします。 議案第1号を承認することに御異議ございませんか。
委員	（「異議なし」の声あり）
明戸職代	御異議なしと認めます。 よって、本案は承認することに決しました。 それでは、齋藤部会長と村上委員をお呼びください。  （齋藤部会長、村上委員着席）
終了	午後3時58分

以上は、1月農政部会議事の顛末であり、相違ないことを証するため署名する。

議事録署名者

平成 年 月 日 農政部会長職代 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日 \_\_\_\_\_

## 八戸市農業委員会農政部会協議会概要

日 時：平成 29 年 1 月 13 日（金）

時 間：午後 3 時 58 分

場 所：八戸グランドホテル 2 階 翔鶴の間

部会委員数 20 名

出席委員数 19 名

1 番 齋藤 正人、2 番 明戸 政勝、3 番 和泉 俊雄、4 番 三浦 慶一、5 番 前澤 時廣  
6 番 大沢 俊幸、7 番 村上 仁、8 番 西野 茂雄、9 番 三浦 豊、10 番 荒川 喜一郎  
11 番 坂下 彌一、12 番 川畑 修一、13 番 上野 正雄、14 番 谷地 秀典、17 番 赤坂 英夫  
18 番 松橋 剛志、19 番 清川 新一、20 番 下館 敏、21 番 籠田 悦子

欠席委員 1 名

15 番 森園 秀一

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司  
主査 高橋 はるか、主事 折川 暁輝、主事 田中 野

部会協議会案件

- (1) 農業委員と農業者との意見交換会について
- (2) その他

齋藤部会長

続きます、農政部会協議案件に入ります。  
協議案件（1）農業委員と農業者との意見交換会についてを議題といたします。  
事務局より説明願います。

村上 GL

はい。それでは御説明いたしますので、資料の 11 ページをお開き願います。  
農業委員と農業者との意見交換会についてですが、農業委員会系統組織では、組織運動の一環として農業者等との意見交換会に取り組んでおり、意見交換会などで出された意見は農業者の声として政策提案に反映するよう努めております。このことから、農業委員会と農業者が地域の実態を踏まえた農業振興策等の意見、要望等を話し合い、地域農業者への支援活動の在り方を検討するものであります。  
日時ですが、2 月 22 日水曜日 15 時から 16 時 50 分までで、場所は八戸パークホテルにて開催をしたいと思います。  
参集範囲ですが、農業委員の皆様のほか、認定農業者、青年就農給付金受給者などの農業者、農業経営者協議会の会員、関係機関や団体として東北農政局青森支局、三八地域県民局、地域農林水産部農業普及振興室、南部地域農業共済組合、八戸農業協同組合、市関係課として、農業経営振興センター、農林畜産課、中央卸売市場、その他の農業団体として、担い手育成総合支援協議会や土地改良区などの団体を考えております。なお、当日は市関係課は議会中につきまして欠席となる場合があります。  
当日の内容ですけれども、15 時から 15 時 50 分までの予定で、八戸中央青果株式会社の横町社長から、八戸中央青果と北日本青果の経営統合による今後の動向につ

いてと題しまして、御講演を頂きたいと思います。その後意見交換会を16時から16時50分まで催し、先ほどの関係団体からそれぞれの取り組んでいる事業内容などについて御説明を頂いた後に、質疑応答と意見交換をしたいと考えております。なお、意見交換会終了後には農業経営者協議会主催の懇親会を予定しております。詳しい内容についてのお知らせは、後日改めて皆様の方にお知らせをしたいと考えております。以上でございます。

齋藤部会長

ただいまの説明に対し、何か御質問等ございませんか。  
はい、どうぞ。

三浦（豊）委員

三浦です。  
参集範囲なのですが、確か去年は青年就農給付金受給者の方は必ず出席させていただきますといったことがあったと思うのですが、今回はどのようになっていますか。

齋藤部会長

事務局お願いします。

上村事務局長

はい。前回もそういったお話いただいたのですが、まず御案内はまた去年と同様にやらせていただきたいと思います。ただ、必ずとなると本人の都合等もございますのでそこは確約はちょっとできませんが、御案内はしたいと思っております。

三浦（豊）委員

出欠は取っていますか。

上村事務局長

案内についてはこれからの予定です。

齋藤部会長

よろしいでしょうか。

三浦委員

はい。

齋藤部会長

他にございませんか。

委員

（「なし」の声あり）

齋藤部会長

ないようですので、この案件については終了いたします。  
続きまして、（2）その他を議題といたします。  
農政部会にかかわらず、御意見、御質問等、皆様から何かありましたら、お願いいたします。  
何かございませんでしょうか。

委員

（「なし」の声あり）

齋藤部会長

ないようですので、本日の案件は終了いたします。御苦労様でした。

終了

午後4時03分